

浦添市立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針

～ 子どもたちの健やかな成長のために、
そして保護者が安心して子育てができるように ～

浦 添 市
(平成 29 年 7 月)

はじめに

近年、全国的に少子高齢化が進み、子どもの数は年々減少している一方、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加、保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような状況の中、国においては、平成 24 年 8 月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、子ども・子育て支援法を始めとした関連 3 法を制定、公布しました。

これらの法律及び関連法に基づいて、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を図るため子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が、平成 27 年 4 月から本格的に実施されました。

新制度では、市町村が主体となり、社会全体で費用を負担しながら地域の特性やニーズに即した柔軟な制度運用及びサービスを行うことで、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保及び教育と保育の質的改善、地域の子育て支援の充実に取り組むことが求められています。

本市においては、子ども・子育て支援法第 61 条に基づいて、平成 27 年 3 月に「第 3 次てだこ親子プランー浦添市子ども・子育て支援事業計画ー」を策定しました。

本計画では、新制度の柱である 3 つの項目

①質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供

②保育の量的拡大・確保、教育と保育の質的改善

③地域の子ども・子育て支援の充実

を実現するための諸施策が示されており、幼児教育及び保育行政の推進に取り組んでいます。市教育委員会においても、「浦添市幼児教育振興アクションプログラム」を平成 28 年 3 月に策定し、その重点項目の一つに認定こども園の設置検討が掲げられています。

新制度の開始に伴い、本市では、これまでの市立幼稚園と保育所が担ってきた役割を踏まえ、新制度をどのように推進していくのか検討を重ねてきましたが、本市の課題解決に対応するため認定こども園の導入に取り組むこととし、そのための基本的な方針を定めました。

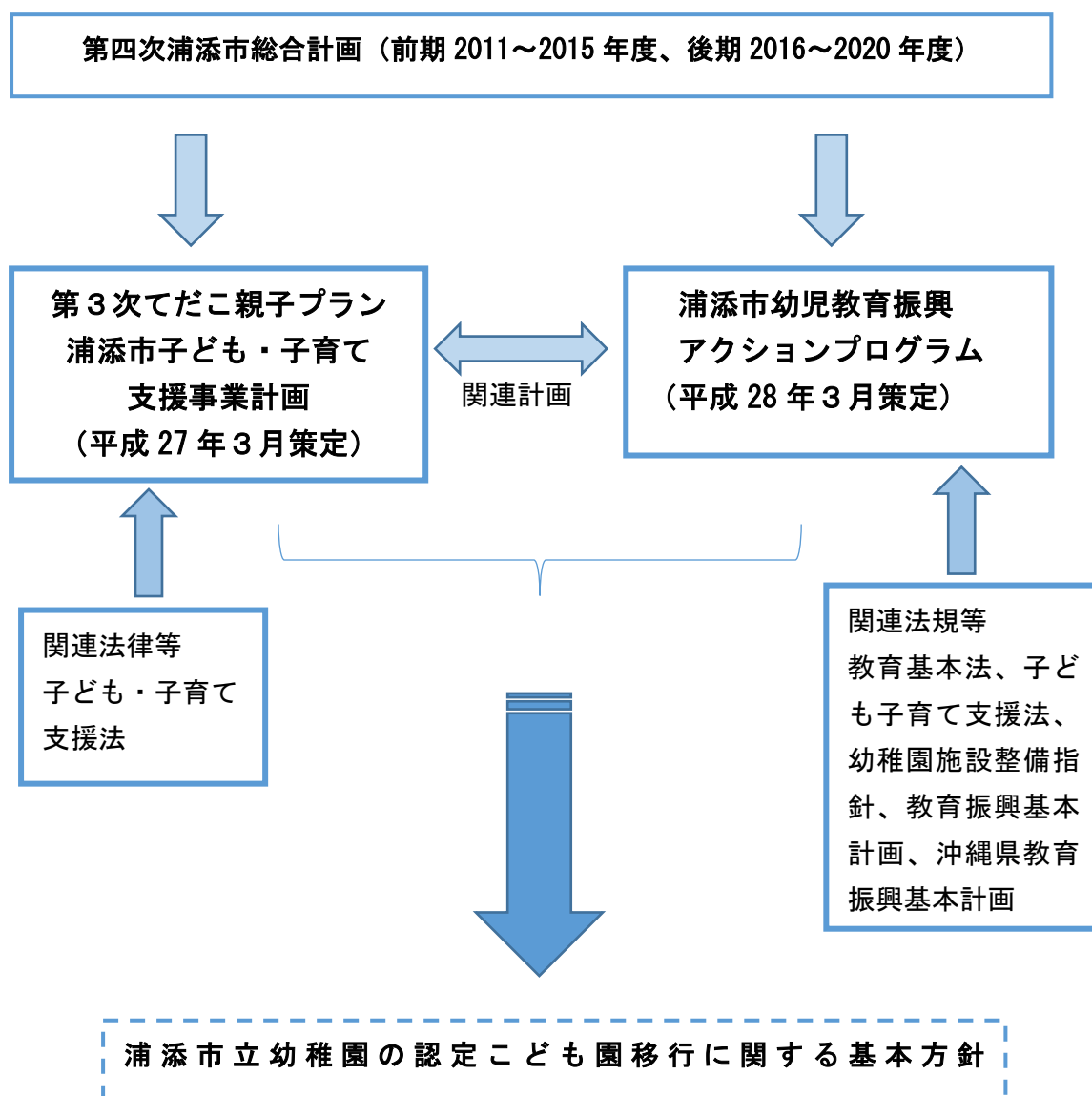
【認定こども園制度とは】

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行により、就学前の教育と保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、平成 18 年 10 月に創設されました。

1. 本方針の位置づけ

本方針は、「第四次浦添市総合計画」、「第3次てだこ親子プランー浦添市子ども・子育て支援事業計画」及び「浦添市幼児教育振興アクションプログラム」を推進するために策定したものです。市立幼稚園の認定こども園移行に関する具体的な取り組みについては、本方針を基本として推進していくこととし、その推進にあたっては、既存計画との連携を行い、関連法規等の整合性を図りながら、効率的な行財政運営の視点も踏まえ、社会情勢の変化や、新たな課題にも対応できるよう柔軟に取り組んでいきます。

※下の図は、第3次てだこ親子プラン及び浦添市幼児教育振興アクションプログラムから、本方針に関連する内容を抜粋して引用しています。



2. 就学前教育・保育の現状と課題

(1) 幼稚園

本市には、就学前教育（幼児教育）を提供する施設として、市立幼稚園と私立幼稚園があります。

市立幼稚園は、全園が小学校に併設されており、幼小連携を図りながら、就学前教育の役割を担っています。園児数については、平成 26 年度以降微増傾向にあり、年齢別にみると、5 歳児はこの数年横ばいで推移しており、4 歳児は増加傾向にあります。また、預かり保育利用者や、特別支援学級の園児数は増加しています。

これまでの取組として、4 歳児保育及び 4 歳児、5 歳児の預かり保育を全園で導入し、平成 28 年度からは、午後 7 時までの延長保育を全園で導入する等、多様な保護者のニーズに対応しています。平成 29 年度からは、一部の園で 3 歳児保育及び幼稚園給食を導入していますが、他の園でも早期実施を求める声が高まっています。

また、全幼稚園児の約 6 割は、保護者の就労等の理由により預かり保育を利用していることから、土曜日保育や、保育所と同様の 4 月 1 日からの受入を求める声が高まっており、このようなニーズに対応することが課題となっています。

特別支援学級については、現在 5 歳児の午前中の教育を行っていますが、午後の預かり保育までの継続した受入を行う必要があると考えています。

市立幼稚園の職員体制については、浦添市定員適正化計画に基づく人員体制となっており、臨時的任用職員も必要な状況です。県内の保育士不足の状況を考えると、募集しても定員に達しない懸念もあることから、今後は、職員の採用や配置についても検討し、安定的な人員確保に努めると同時に、効率的な行財政運営の視点も踏まえながら、民間活力の導入による職員の集約化を進める必要があると考えています。

(2) 保育施設

本市の就学前保育を提供する公的施設は、市立保育所及び子育て支援センターがあり、市内保育施設の核としての役割を担っています。

民間施設では、私立認可保育園、認可外保育施設、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び病児・病後児保育施設があり、就学前の子どもたちの受け皿として重要な役割を果たしています。

長年の課題である待機児童解消に向けた取組として、私立認可保育園の本園・分園整備、認可外保育施設の認可への移行、小規模保育事業所等の増設を進めていますが、依然として入所希望者が多いのが現状です。また、小規模保育事業所の卒園児を受け入れる連携施設の整備を行うことも喫緊の課題となっています。

本市でも少子高齢化が進んでいる一方、女性の社会進出による就労機会の増加や、保護者の就労形態の多様化により、今後も幼稚園や保育施設への入園（所）希望者は増えることが推測されます。そのことにより、就学前の子どもたちの受け皿を整備することが重要です。

3. 今後の取組

これまで市立幼稚園では、幼児教育を推進するため様々な施策を進めてきました。今後も、幼児教育の基本目標に掲げた

①子どもを中心に多様なニーズに対応した幼稚園教育の充実

②人格形成の基礎をつくる教育環境の充実

③地域との連携を生かした園づくりの推進

に取り組んでいくことが重要です。

同時に、新制度を推進しながら今後の市立幼稚園の在り方を検討することは、就学前教育と保育の充実に繋がるものと考えます。

前述しました課題を解決するため、また新制度を推進していくためには認定こども園を導入することが必要であり、就学前の教育と保育を一貫して提供することで、より質の高い教育と保育の提供が実現できるものと考えます。

子どもたちの健やかな成長のために、そして保護者が安心して子育てができるように、今後は、全ての市立幼稚園を年次的に認定こども園へ移行することとし、そのための必要な整備について計画的に取り組むこととします。

認定こども園の設置形態については、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」を基本とします。

【用語解説】

- 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たします。

このほか、幼稚園型、保育所型、地方裁量型があります。

4. 認定こども園移行による効果等

(1) 認定こども園移行後の教育と保育

浦添市立幼稚園から幼保連携型認定こども園移行後は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき次の教育と保育を行います。

- ① 保護者が働いている、いないに関わらず、定員に応じて3歳から5歳までの就学前の子どもを受け入れます。ただし、施設の状況によっては、4歳児、5歳児のみを受け入れる園もありますが、園児数の推移をみながら、施設整備の検討を行います。
- ② 土曜日保育や、夏休み、春休み等の保育を行います。
- ③ 給食の提供は、食の安全、衛生管理、栄養管理、食育等を国及び県が定めた基準に沿って行います。
- ④ 子どもの発達と、学びの連続性を踏まえた、教育と保育の充実を図ります。
また、特別な支援を必要とする園児についても、年齢に応じた受入を基本とし、午前中の教育から午後の保育までの連続性のある、教育と保育を提供します。
- ⑤ 認定こども園では、4歳児、5歳児の担任となる職員の配置基準が、30人対1人（幼稚園の配置基準は35人対1人）に定められているため、きめ細かな教育と保育が可能です。3歳児については、20人対1人を基本とします。
- ⑥ 小規模保育施設への支援や、同施設を卒園した後（3歳児）の受け皿の役割を担います。
- ⑦ 全ての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場を提供します。

(2) 公立幼保連携型認定こども園の職員体制

安定的な教育と保育が提供できるよう、公立幼保連携型認定こども園（以下「公立型」という。）では次のことに取り組みます。

- ① 保育教諭の配置については、浦添市定員適正化計画を踏まえ、浦添市立幼稚園教職員の配置基本方針に基づいて行います。
- ② 認定こども園では、専任の園長を配置し施設の管理及び運営を行います。
- ③ 保育教諭の配置に向けた職員の育成を行い、専門性の向上に努めます。
- ④ 現在の幼稚園教諭と保育士の人事交流や合同研修を行い、相互理解を深めながら、互いの資質や専門性の向上に努めます。

(3) 民間活力の導入

限りある人員、施設及び財源で安定的かつ持続的な行政サービスを行うためには民間ならではの豊富な経験を生かしたサービス（以下「民間活力」という。）の導入が必要不可欠であることから、本市では、認定こども園の約半数を公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携型」という。）へ移行し、公私一体となって子育て支援に取り組めます。公私連携型も、保育教諭による安定的で質の高い教育と保育を行います。

※公私連携型認定こども園の数については、公募の不調等により変更となる場合があります。

(4) 窓口の一本化等

就学前の子どもの利用施設である保育園及び幼稚園、各認定こども園の入園手続や相談窓口について、早期の組織一元化と窓口の一本化を図り、市民サービスの向上に努めます。また、組織機構改革の取組方針による、子ども・子育てに関する統合した組織の構築に取り組めます。

【用語解説】

- ・ 幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格を有する者）を置くこととされています。
- ・ 公立型認定こども園とは、市が直接設置及び運営を行う施設です。
- ・ 公私連携型認定こども園とは、社会福祉法人又は学校法人が市の指定を受け、市と協定を締結した後、県へ届け出ることにより設置及び運営を行う施設です。

5. 認定こども園の運営と移行時期

(1) 認定こども園の運営

認定こども園では、公立型、公私連携型いずれも園則を定めて施設の管理・運営を行いながら「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき教育と保育を行います。これまでの幼稚園の長所を生かしつつ、保育所の機能を取り入れた質の高い教育と保育を目指し、次のことに取り組みます。

- ① 県外とは異なる歴史的経緯により、小学校に併設された市立幼稚園の良さを生かすため、園児と小学校との関わりを深め、小1プロブレムの解消に努めます。そのため、校区内の園児を優先的に受け入れます。
- ② 3歳児については、当面の間就労世帯を優先する等、待機児童の解消に努めます。
- ③ 公私連携型については、本市の諸計画及び課題を十分に踏まえるとともに、市と協議して定めた協定事項に沿った運営を行います。
- ④ 公立型については、民間活力の導入により職員の集約化が図られるため、職員体制を強化した運営を行います。また、園の設置については中学校区ごとの配置を基本とし、地域のバランスを考慮します。

(2) 移行時期

認定こども園の移行については、おおむね次のとおり進めることとします。

- ① 平成30年度に、仲西幼稚園を、公私連携型認定こども園へ移行します。
- ② 平成31年度は、施設の状況や職員配置等を勘案した上で、移行する園を選定しますが、2園から4園程度を想定しています。
- ③ 平成32年度以降も年次的に移行を進め、平成34年度をめどに、全ての市立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行します。
- ④ 老朽化している施設については、建て替え又は長寿命化を視野に入れながら移行時期を検討します。

※移行時期は施設の整備状況や、社会情勢の変化等必要に応じて見直しを図ります。

※平成31年度以降の移行園及び公立型、公私連携型については、決まり次第、広報うらそえや、市ホームページでお知らせします。

【小1プロブレムとは】

近年、小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状況のことであり、就学前の幼児教育・保育と小学校の連携や、保護者の養育態度との関連が注目されています。

認定こども園の利用手続と保育料について



※ 認定こども園利用にあたっての制度に関する資料です。
国において子ども子育て支援新制度や、保育料の多子軽減制度の見直しがある場合には、広報うらそえや市ホームページにより随時お知らせします。

●認定こども園の利用手続や保育料について

1. 利用手続

公立型、公私連携型いずれも認定こども園を利用する子どもについては、次の3つの認定区分を設けます。

認定の種類

1号認定：1日おおむね4時間の教育標準時間認定（満3歳以上）

2号認定：保育が必要な子ども（満3歳以上）

3号認定：保育が必要な子ども（満3歳未満）

●**教育標準時間**とは、開園から降園（午後2時）までの間に行うおおむね4時間の教育時間を言います。

●**保育認定**は、保護者の就労時間等により

保育標準時間・・・1日最大11時間の中での利用が可能です。

保育短時間・・・1日最大8時間の中での利用が可能です。

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要性要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上（3～5歳）	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上（3～5歳）	あり（保護者の就労等）	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満（0～2歳）	あり（保護者の就労等）	保育所、認定こども園、地域型保育事業

※現時点で3号認定の認定こども園導入はありませんが、施設の状況に応じて今後検討します。

2. 保育料

認定こども園の保育料については、世帯の市町村民税額（所得割額）と、世帯の状況により決定します。決定の時期については、4月に前年度分の世帯の市町村民税額（所得割額）により決定し、9月に今年度分の世帯の市町村民税額（所得割額）により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

← 前年度分の世帯の課税状況で算定

← 今年度分の世帯の課税状況で算定

保育料は、国が進めている幼児教育と保育の段階的無償化の制度により、2番目以降の子どもの保育料について軽減（多子軽減）がありますので、要件に該当する世帯は、保育料の負担が軽減されます。